

## 銚子市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 銚子市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

##### (ア) 公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年度 (37年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用 令和2年4月1日
処理区域内人口密度	38.7/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(芦崎処理区)		
処理場数	1処理場(芦崎終末処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	未実施		

##### (イ) 特定環境保全公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用 令和2年4月1日
処理区域内人口密度	65.6/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(芦崎処理区)		
処理場数	無 (昭和51年コミュニティ・プラントとして稼働し平成9年に廃止、芦崎処理区へ編入)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	未実施		

##### (ウ) コミュニティ・プラント事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年 (35年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用 令和2年4月1日
処理区域内人口密度	32.7/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1処理場(豊里住宅団地下水道終末処理場) (昭和55年民間のコミュニティ・プラントとして稼働し昭和60年下水道事業へ移管)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	未実施		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金と従量累進制を採用しています。 【1か月あたり・税抜】 基本料金 500円 従量料金 0㎡～10㎡ 80円 10㎡～20㎡ 143円 20㎡～30㎡ 156円 30㎡～50㎡ 184円 50㎡～100㎡ 190円 100㎡～ 210円		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ		
その他の使用料体系の概要・考え方	公衆浴場 1㎡：10円		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,484 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 3,106 円
	平成30年度 2,948 円		平成30年度 3,208 円
	令和元年度 3,003 円		令和元年度 3,297 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	11名
事業運営組織	<p>地方公営企業法の適用に伴い、令和2年4月上水道部門と組織統合し、水道局下水道室となった。</p> <pre>           市長 — 水道局 — 管理室   工務室   本城浄水場   下水道室   芦崎終末処理場                     </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦崎終末処理場等維持管理業務包括的民間委託</li> <li>・汚泥処分・運搬業務</li> <li>・使用料徴収業務</li> </ul>
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

本市の行政人口は、昭和50年度末の93,760人をピークに一貫して減少傾向にあり、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計においては令和12年度には45,547人と非常に厳しい状況になることが予測されており、下水道区域内人口についても減少が避けられない見通しとなっています。

公共下水道	令和元年度	27,946人	→	令和12年度	21,676人
特定環境保全公共下水道	令和元年度	722人	→	令和12年度	430人
コミュニティ・プラント	令和元年度	2,286人	→	令和12年度	1,955人

汚水処理人口普及率（令和元年度末現在）

	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口 (人)	汚水処理人口普及率 (%)
公共下水道事業	56,912	27,946	49.1
特定環境保全公共下水道	722	722	100.0
下水道事業計	57,634	28,668	49.7
コミュニティ・プラント事業	2,286	2,286	100.0
合計	59,920	30,954	51.7

### (2) 有収水量の予測

処理人口が減少する見通しであること、また、節水意識の向上などにより水道使用水量の減少が進むことも予測されるため、有収水量は減少する見通しとなっています。

公共下水道	令和2年度見込	2,957,830m <sup>3</sup>	→	令和12年度	2,339,113m <sup>3</sup>
特定環境保全公共下水道	令和2年度見込	60,364m <sup>3</sup>	→	令和12年度	47,737m <sup>3</sup>
コミュニティ・プラント	令和2年度見込	239,928m <sup>3</sup>	→	令和12年度	206,338m <sup>3</sup>

### (3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少により使用料収入が減少する見通しです。

公共下水道	令和2年度見込	498,023千円	→	令和12年度	360,413千円
特定環境保全公共下水道	令和2年度見込	8,327千円	→	令和12年度	6,596千円
コミュニティ・プラント	令和2年度見込	37,346千円	→	令和12年度	34,300千円

※令和2年より地方公営企業法適用のため令和2年度と比較

### (4) 施設の見通し

長期的な視点で下水道施設の最適管理を行っていくため、ストックマネジメント計画に基づき計画的・効率的に改築更新を実施していきます。また、包括的民間委託業務の範囲内の修繕については、個別の修繕計画等により実施します。

プラント施設の土木・建築施設については耐用年数を超過している施設はありませんが、今後10年～20年以内に、また、管渠については、令和7年度以降耐用年数を迎えることとなります。平成27年度以降、下水道区域の整備事業は休止しています。大谷津住宅団地下水道については、平成10年3月31日より特定環境保全公共下水道として公共下水道と接続して汚水処理を開始し、現在は中継ポンプ所として施設を稼働していますが、老朽化が著しいため計画期間内に改築更新に着手する予定です。コミュニティプラントについては、昭和60年に移管されたことに伴い市が維持管理していますが、老朽化が著しいため大規模改修等について検討するまでのあいだにも施設・設備の更新が必要になると見込んでいます。

主な施設

施設	事業	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	コミュニティ・ プラント
処 理 場		1箇所	—	1箇所
ポ ン プ 場		1箇所	—	—
ポ ン プ 所		—	1箇所	—
マンホールポンプ場		18箇所	—	—
汚 水 管 渠		190km	4km	17km
雨 水 管 渠		2km	—	—

### (5) 組織の見通し

地方公営企業法の適用及び改築更新事業に係る業務量の増に対応するため、安定した業務執行体制の確保が必要となります。

## 3. 経営の基本方針

下水道は、都市における基幹的な生活環境施設として、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全のため欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な施設です。しかし、少子高齢化による人口減少、生活様式の多様化などによる使用料収入の減少、施設の更新費用の増大等が見込まれ、下水道事業を取り巻く環境は大変厳しい状況が予想されます。持続可能な健全経営を基本としながら施設の再生による持続性の確保に努め、将来にわたり安定したサービスの提供を継続できるよう以下の内容を基本方針とします。

- 「良好な環境の保全」
- 「下水道施設の適切な整備と維持管理」
- 「健全な下水道経営のための財政基盤の強化」

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	ストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な下水道施設の改築更新を実施します。
-----	--

<p>○投資計画は、令和3年度から5年度については、第1期ストックマネジメント計画に基づく事業費を計上しています。令和6年度から12年度については、平成30年度に策定したストックマネジメント計画実施方針にて試算した管渠・プラント施設を適切かつ効率的に維持していくための費用を計上しています。コミュニティ・プラントについては、老朽化施設の更新を見込んでいます。</p>	
<p>○投資予定額（公共下水道）</p>	
令和3年度	147百万円
唐子ポンプ場改築更新工事継続費2年目	4.4百万円
芦崎終末処理場改築更新工事継続費1年目	115.6百万円
マンホールポンプ機能増設工事	27百万円
令和4年度	270.54百万円
マンホール鉄蓋改築工事	126.5百万円
芦崎終末処理場改築更新工事継続費2年目	69.4百万円
マンホールポンプ機能増設工事	74.64百万円
令和5年度	251.14百万円
マンホール鉄蓋改築工事	126.5百万円
マンホールポンプ機能増設工事	74.64百万円
第2期ストックマネジメント計画策定	50百万円
令和6年度以降	252百万円（管渠：142百万円、プラント施設：110百万円）
<p>○投資予定額（特定環境保全公共下水道）</p>	
令和6年度以降	大谷津ポンプ所 110百万円（プラント施設：試算額220百万円の50%を見込み計上しています）
<p>○投資予定額（コミュニティ・プラント）</p>	
令和3年度	8百万円
令和4年度以降	10百万円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	有収水量及び使用料収入が減少見込である一方、施設の老朽化に伴い更新需要は増大する傾向にあります。既に定められた各種計画に基づく事業の実施を基本としながらも補助制度の活用、経費削減等に取り組む経営の健全化を図ります。
-----	---

<p>①使用料収入について 現在の使用料体系で試算していますが、人口減少、生活様式の変化などにより使用料収入は減少傾向にあります。計画期間内の料金改定を実施しないものとして計上しています。</p> <p>②補助金、企業債について 現行の制度に基づき、建設改良に係る補助金、事業債を計上しています。</p> <p>③一般会計繰入金について 総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づく基準内繰入金のほか資本的収支の不足分に対して基準外繰入金を見込んでいます。</p>
---

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>○維持管理費 過去の実績に基づき算出することを基本とし、増加の見込みのある経費以外は同程度の金額を計上しています。</p> <p>○職員給与費 直近の決算額をベースに現状維持の体制で算定しています。</p> <p>○企業債元金償還金・支払利息 新たに発行が見込まれる企業債に係る償還金、支払利息を見込み計上しています。今後も償還は継続しますが、新規の発行額よりも償還額が上回るため企業債残高は年々減少していく見込です。</p>
--

**(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については、県が主体の広域化・共同化検討会に参加しています。最適化については、今後予測される人口減少への適応を考慮し、更新時期におけるダウンサイジングの検討を行っています。
投資の平準化に関する事項	施設の改築更新にあたってはストックマネジメント計画に基づき建設投資の平準化に取り組みます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところPPP/PFIなどの導入は予定しておりません。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成31年1月に使用料の見直しを行っています。計画期間中の財政状況によって必要に応じて検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	現時点では、該当となる資産がないため、取組み予定はありません。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引続き包括的民間委託を実施する予定であり、現時点では指定管理者制度およびPPP/PFIなどの導入は、予定していません。
職員給与費に関する事項	施設の老朽化に伴う更新事業の増加など業務内容により増員が必要となりますが、今回は現状維持の体制で算定しています。
動力費に関する事項	電力自由化に伴い、一部契約者を変更し費用の削減に取り組んでいます。また、機器類の更新の際には、省エネ機器の導入を検討していきます。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	下水道施設の老朽化に伴い必要となる修繕費を見込んでいます。
委託費に関する事項	効率的な委託発注による経費削減を検討していきます。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画で掲げた計画や取り組みについて変更事由が発生した場合のほか概ね5年ごとに検証・見直しを行っていきます。
---------------------	--



# 経営比較分析表（令和元年度決算）

千葉県 鎌子市

業務名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
法非適用	公共下水道	C-1	非設置	60,327	84.20	716.47
資金不足比率(%)	普及率(%)	有取率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり原価料金(円)	処理区域人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	45.64	79.02	3,003	27,946	7.22	3,870.64
業種名	業種名					
下水道事業	下水道事業					
自己資本構成比率(%)	自己資本構成比率(%)					
該当数値なし	該当数値なし					

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和元年度全国平均

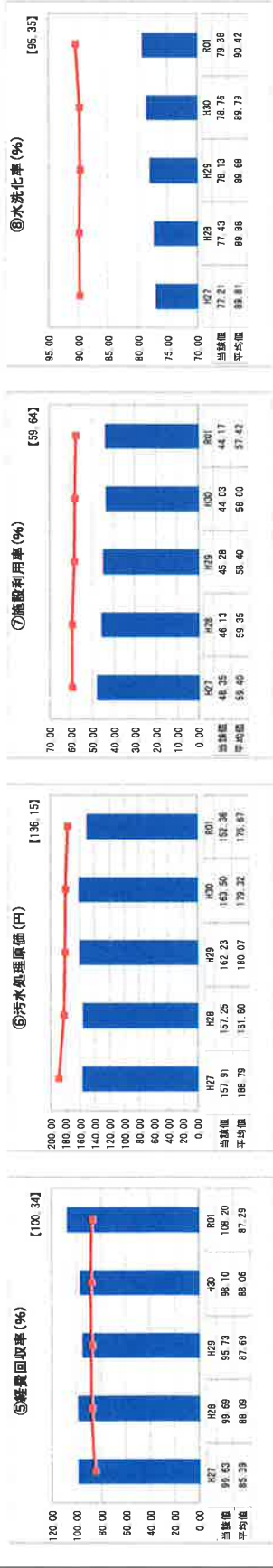
## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 収益的収支比率は、地方債元金償還金に充てた資本的収入等を加算した場合、100%近い数値で推移している。  
 企業債残高対事業総額比率は、地方債残高が減少していく見通しであることから減少傾向になる見込みである。  
 経費回収率及び汚水処理原価は、同程度で推移してきたものの令和元年度は法適用に伴う打ち切り決算を行ったため数値に変動がある。  
 水汚化率は、類似団体及び全国平均より低い水準となっているが、面整備を休止していることから、現状は新築・浄化槽等からの拡張等による増傾向で推移している。

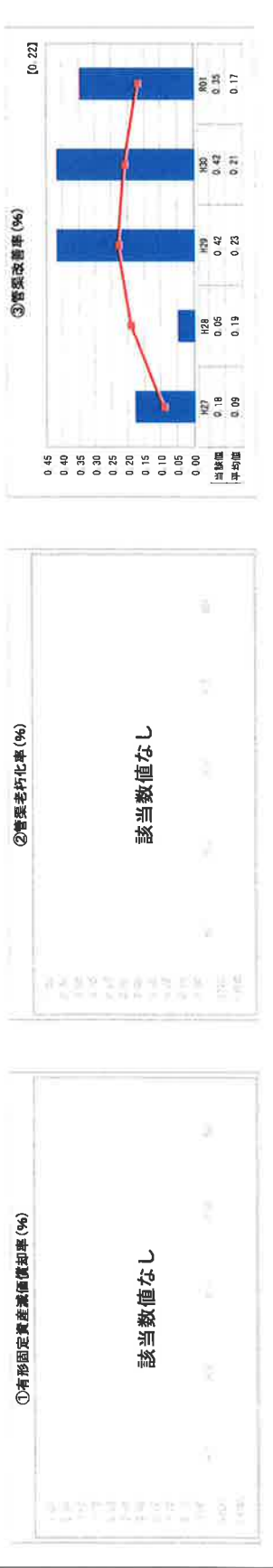
2. 老朽化の状況について  
 本市は供用開始(\$59.3.30)後50年未満のため、法定耐用年数を超過する管渠は存在しないが、管渠の置かれた環境によっては劣化が進行しているものもあり、H27年度以降計画的な改築に着手した。今後は、「ストックマネジメント計画」に基づき改築更新を実施していく予定である。

全体総括  
 本市下水道事業は、資本費の大部分を一般会計繰入金により賄っている。施設の新築に伴う費用の増大が図られるなかでストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効果的に施設の更新を行い、令和元年度算定予定の経営戦略に基づき、法適用後もより効果的に維持可能な運営に務めていく。

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

# 経営比較分析表 (令和元年度決算)

千葉県 鎌子市

業種名 法非適用	業種名 下水道事業	類似団体区分 D2	管理者の情報 非設置	人口 (人) 60,327	面積 (km <sup>2</sup> ) 84.20	人口密度 (人/km <sup>2</sup> ) 716.47
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり要経費金 (円)	処理区域内人口 (人) 722	処理区域面積 (km <sup>2</sup> ) 0.11	処理区域人口密度 (人/km <sup>2</sup> ) 6,563.64
-	該当数値なし	62.05	3,003			

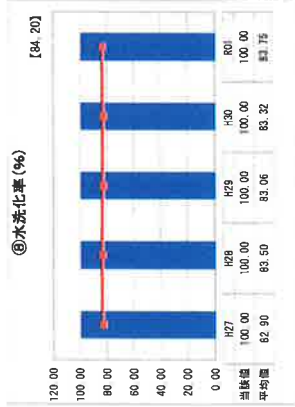
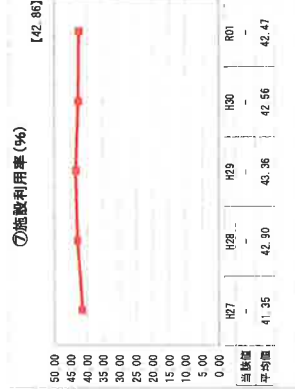
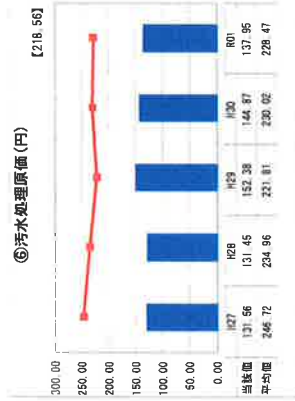
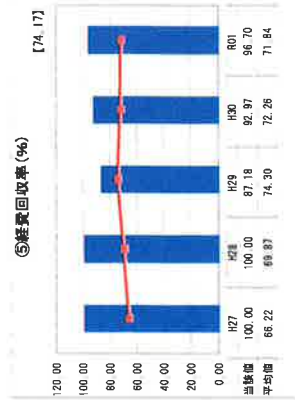
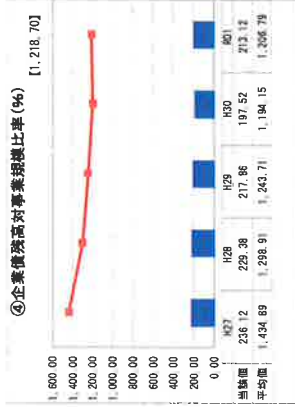
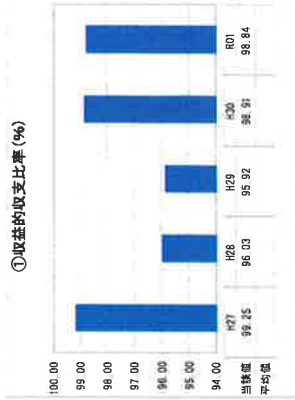
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

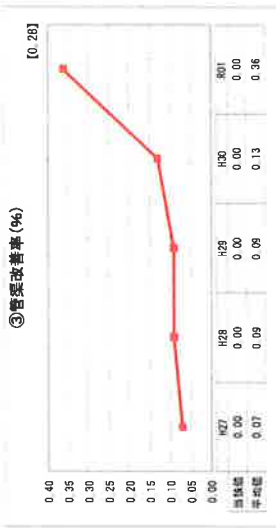
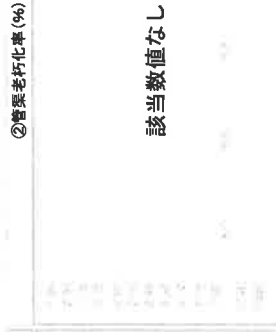
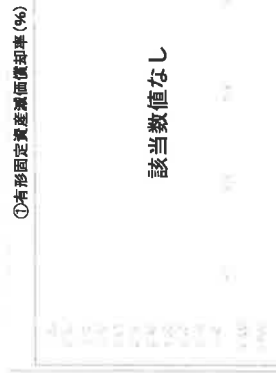
【】 令和元年度全国平均

## 分析概

### 1. 経営の健全性・効率性



### 2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について  
本市における特定環境保全公共下水道(以下「特定」とは、三崎町1日及び幸町町の各一部に設置されている下水道で、(企業)公共下水道の一種である。管渠は(企業)の公共下水道(以下「公共下水道」)に接続されており、排除される汚水は公共下水道の戸端終末処理場で受入れて処理している。使用料体系も同一である。  
経費回収率は、100%を下回っており、経費に對し使用料収入が不足していることを示している。不足額は一般会計繰入金を充当している。  
企業債務対事業規模比率は、公共下水道に接続する工事の進捗が遅延していることから、今後同様の傾向が懸念されることが見込まれる。  
汚水処理原価は、公共下水道経営からの区分処理により算出しているため、下水道事業全体で経費の削減に努める必要がある。  
水化率は、住宅団地下水道として整備された下水道であるため、水化率は100%となっている。

2. 老朽化の状況について  
住宅団地下水道布設当時に設置された処理施設は、H9年度に公共下水道に接続した際に撤去された。現在、当該処理施設の敷地内には汚濁汚水を公共下水道に圧送するためのポンプ施設が設置されている。  
現在のところ、ポンプ施設、管渠施設ともに改善等は行っていないが、老朽化が進んでいくなかで計画的な改善更新に備える必要がある。

全体総括  
施設については、定期的に点検等を行い適切な維持管理を行っていく。  
施設の老朽化に伴う費用の増大が見込まれるなかでストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効果的に施設の更新を行い、令和2年度策定予定の経営戦略に基づき、法適用後もより効率的で持続可能な運営に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収入	収益	553,406	573,485	554,439	535,916	516,899	498,160	479,448	460,800	442,419	441,593	423,048
	(A)	548,000	548,696	529,709	511,409	493,109	474,809	456,509	438,209	419,909	419,609	401,309
	(B)	130	60	100	340	100	100	100	100	340	100	100
	(C)	5,276	23,117	24,630	24,167	23,690	23,251	22,839	22,491	22,170	21,884	21,639
支出	収益	190,059	891,258	919,912	937,228	955,152	973,969	971,191	982,724	1,004,364	1,008,953	1,030,318
	(1)	186,399	482,417	484,716	495,193	506,665	519,303	532,751	547,204	562,664	561,074	576,260
	(2)	186,399	482,417	484,716	495,193	506,665	519,303	532,751	547,204	562,664	561,074	576,260
	(3)	3,660	407,320	435,134	441,973	448,425	454,604	438,378	435,458	441,638	447,817	453,996
	(4)	743,465	1,458,226	1,474,351	1,473,144	1,472,051	1,472,129	1,450,639	1,443,524	1,446,783	1,450,546	1,453,366
	(5)	310,885	1,289,651	1,352,542	1,364,872	1,376,366	1,387,146	1,375,521	1,377,202	1,387,983	1,398,763	1,408,543
	(6)	53,988	58,329	58,329	58,329	58,329	58,329	58,329	58,329	58,329	58,329	58,329
	(7)	31,335	32,884	32,330	32,330	32,330	32,330	32,330	32,330	32,330	32,330	32,330
	(8)	22,653	25,445	25,999	25,999	25,999	25,999	25,999	25,999	25,999	25,999	25,999
	(9)	256,897	313,799	364,946	350,484	350,484	350,484	350,484	350,484	350,484	350,484	350,484
	(10)	37,532	41,865	40,856	41,256	41,256	41,256	41,256	41,256	41,256	41,256	41,256
	(11)	6,399	14,306	12,025	12,025	12,025	12,025	12,025	12,025	12,025	12,025	12,025
	(12)	212,976	257,628	297,203	297,203	297,203	297,203	297,203	297,203	297,203	297,203	297,203
	(13)	181,124	148,080	121,709	108,172	95,585	84,883	75,018	66,222	58,700	51,683	44,723
	(14)	5,276	4,831	3,891	3,453	3,041	2,692	2,371	2,085	1,840	1,610	1,381
	(15)	155,848	143,249	117,818	104,719	92,544	82,191	72,647	64,137	56,860	50,073	43,342
	(16)	472,009	1,447,731	1,474,251	1,473,044	1,471,951	1,472,029	1,450,539	1,443,424	1,446,683	1,450,446	1,453,266
	(17)	271,456	10,495	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	(18)	10,495	10,495	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	(19)	△10,495	△10,495	△100	△100	△100	△100	△100	△100	△100	△100	△100
	(20)	271,456										
	(21)	166,149	165,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000
	(22)	65,258	65,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
	(23)	1,182,925	1,121,163	1,076,525	1,012,457	942,495	895,938	814,716	763,214	717,105	674,508	611,364
	(24)	1,066,353	1,016,363	971,725	907,657	837,695	791,138	709,916	658,414	612,305	569,708	506,564
	(25)	111,693	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	(26)	$\frac{(1)}{(A)-(B)} \times 100$										
	(27)	地方財政法施行令第15条第1項により算定した										
	(28)	の不足額										
	(29)	資本収益一受託工事収益	553,406	573,485	554,439	535,916	516,899	498,160	479,448	460,800	441,593	423,048
	(30)	(L)/(M)×100										
	(31)	健全化法施行令第16条により算定した										
	(32)	の不足額										
	(33)	健全化法施行規則第6条に規定する										
	(34)	解消可能資金不足額										
	(35)	健全化法施行令第17条により算定した										
	(36)	模範										
	(37)	健全化法第22条により算定した										
	(38)	の不足率										
	(39)	$\frac{(N)}{(P)} \times 100$										



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)											
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度		
資本的	1. 企業費平準化債	587,000	324,400	235,700	229,300	203,200	221,300	184,000	184,000	184,000	184,000	184,000	184,000	184,000	184,000
	うち資本平準化債	119,100	98,800	70,600	43,700	33,300									
資本的	2. 他会計出資金	648,665	86,345	126,473	366,537	384,922	399,182	362,495	311,913	226,660	118,798	56,654	48,616		
	3. 他会計補助金														
資本的	4. 他会計借入金		260,000	250,000											
	5. 他会計借入金	399,362	129,847	77,080	133,875	125,570	181,000	181,000	181,000	181,000	181,000	181,000	181,000	181,000	181,000
資本的	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金														
資本的	9. その他	3,387	2,736	2,120	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	計	1,638,414	803,328	691,373	731,812	715,792	803,582	729,595	679,013	593,760	485,898	423,754	415,716		
資本的	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額														
	(B)														
資本的	1. 建設改良費	1,638,414	803,328	691,373	731,812	715,792	803,582	729,595	679,013	593,760	485,898	423,754	415,716		
	うち職員給与費	597,314	274,767	199,200	283,540	264,140	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000
資本的	2. 企業債償還金	1,065,859	1,069,360	1,066,800	1,016,785	972,147	908,079	838,117	791,560	710,332	658,496	612,373	569,708		
	3. 他会計長期借入返還金					52,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000		
資本的	4. 他会計への支出金														
	5. その他	1,663,173	1,345,127	1,268,000	1,302,325	1,290,287	1,387,079	1,317,117	1,270,560	1,189,332	1,085,496	989,373	946,708		
資本的	計	24,759	541,799	576,627	570,513	574,495	583,497	587,522	591,547	595,572	599,598	565,619	530,992		
	(D)-(C)														
資本的	1. 損益勘定留保資金		525,799	566,239	558,134	563,049	567,516	571,541	575,566	579,591	583,617	587,642	590,667		
	2. 利益剰余金処分額														
資本的	3. 繰越工事資金		110												
	4. その他		15,890	10,388	12,379	11,446	15,981	15,981	15,981	15,981	15,981	15,981	15,981	15,981	15,981
資本的	計		541,799	576,627	570,513	574,495	583,497	587,522	591,547	595,572	599,598	603,623	606,648		
	(E)-(F)														
資本的	補填財源不足額	24,759													
	(G)														
資本的	他会計借入金残高		260,000	510,000	510,000	458,000	356,000	254,000	152,000	50,000					
	(H)		10,626,680	9,795,580	9,008,095	8,239,148	7,552,369	6,898,252	6,290,692	5,764,360	5,289,864	4,861,491	4,475,783		
企業債残高															

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)											
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度		
資本的	収益的収支分		505,534	513,261	508,885	518,323	528,743	540,366	552,826	566,355	580,919	578,467	592,832		
	うち基準内繰入金		505,534	513,261	508,885	518,323	528,743	540,366	552,826	566,355	580,919	578,467	592,832		
資本的	うち基準外繰入金														
	資本的収支分		86,345	126,473	366,537	384,922	399,182	362,495	311,913	226,660	118,798	56,654	48,616		
資本的	うち基準内繰入金		86,345	118,473	113,078	101,789	95,988	89,868	83,321	74,118	65,617	46,654	38,616		
	うち基準外繰入金			8,000	253,459	283,133	303,194	272,627	228,592	152,542	53,181	10,000	10,000		
合計			591,879	639,734	875,422	903,245	927,925	902,861	864,739	793,015	699,717	635,121	641,448		